*対応方法欄の対応例を削除又は編集し、具体的な措置について記入してください。*

【一般則】技術基準適合表（第二種製造者　定置式製造設備　３０m3/日以上）

＜対象ガスの例＞

液：液化ガス　燃：可燃性ガス　毒：毒性ガス　酸：酸素ガス　特不：特定不活性ガス

特：特殊高圧ガス　ア：アセチレンガス　五ヒ：五フッ化ヒ素等　三窒：三フッ化窒素

空：圧縮空気　エ：酸化エチレン　水：水素

＜高圧ガス保安法　法律第１２条第１項関係＞

**製造施設の位置、構造及び設備に係る事項**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 11 |  | １ |  | 第６条の準用 | * **一般則第６条第１項**の基準に適合すること**［別表１］** |  |

**［別表１］**一般則第６条第１項の準用

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | １ | １ |  | 境界線、警戒標  【参照】例示基準１  県指導指針４(9) [別表３] | * 事業所の境界線を明示すること   （一部のみが高圧ガス保安法適用施設の場合は、設備区画でも可）   * 警戒標を掲げること   ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ２ |  | 設備距離 | 第１種保安物件：　　　　 　 第２種保安物件：  第１種設備距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  第２種設備距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ３ | 燃  特不 | 火気取扱施設との距離  【参照】製造細目告示1条の13  例示基準２ | 火気を取り扱う施設との距離：　　　 ｍ　≧8ｍ  （8ｍ未満の場合には、流動防止措置等を講ずること）  ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ４ | 燃 | 設備間の距離 | 他の可燃性高圧ガス設備との距離：　　　 ｍ　≧5m  圧縮水素スタンドの処理設備との距離：　　　 ｍ　≧6m  圧縮水素スタンドの貯蔵設備との距離：　　　 ｍ　≧6m  酸素の高圧ガス設備との距離：　　　 ｍ　≧10m  ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ５ | 燃 | 貯槽間の距離  【参照】例示基準３ | **対象：貯槽（貯蔵能力300㎥又は３t以上）**   * 他の可燃性ガスの貯槽又は酸素の貯槽との貯槽間距離は、１ｍ以上又は最大直径の和の1/4のいずれか大なるものに等しい距離以上を確保すること   （　　　　＋　　　　）／4＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ   * 距離が確保できない場合には、防火上及び消火上有効な能力を有する水噴霧装置等を設けること   ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | ６ | 燃  特不 | 貯槽の識別措置  【参照】例示基準４  県指導指針４(５) [別表3] | **対象：貯槽**   * 容易に識別できるような措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | ７  ８ | 液燃  液酸  液毒 | 貯槽の流出防止措置  【参照】製造細目告示2条  例示基準５ | **対象：貯槽（貯蔵能力1000t以上（液燃、液酸）、５t以上（液毒））**   * 流出防止措置を講ずること * 防液堤の内側及び外面10m（液毒にあっては経済産業大臣が定める距離）以内には、貯槽の付属設備その他の設備又は施設であって経済産業大臣が定めるもの以外のものは設置しないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ９ | 燃  特不 | 製造設備室内が滞留しない構造  【参照】例示基準６ | * 開口部の面積や機械通風装置の能力とその位置を示すこと | 添付資料  No. |
|  |  | 10 | 燃  毒  酸 | ガス設備の気密な構造 | ・高圧ガス設備以外のガス設備は気密な構造であること | 添付資料  No. |
|  |  | 11 |  | 耐圧試験  【参照】製造細目告示４条  例示基準７ | ・耐圧試験の試験方法を示すこと（認定品等（大臣認定者試験品、KHK検査品、特定設備検査品等）を除く）  ※機器一覧表等に、認定等の有無を記載する | 添付資料  No. |
|  |  | 12 |  | 気密試験  【参照】製造細目告示５条  例示基準７ | * 気密試験の範囲及び試験方法を示すこと   ※フローシート等に、試験範囲を図示する | 添付資料  No. |
|  |  | 13 |  | 高圧ガス設備の強度  【参照】例示基準８ | * 構造図を示すこと * 強度計算書等を示すこと（認定品等を除く）   ※強度計算に使用した箇所（最小肉厚部）を図示する  ・例示基準又は特定則の規定に基づく強度計算ができない構造を有する高圧ガス設備の場合、強度の確認方法を示すこと | 添付資料  No. |
|  |  | 14 |  | ガス設備に使用する材料  【参照】例示基準９ | ・適切な材料の使用すること | 添付資料  No. |
|  |  | 15 |  | 高圧ガス設備の基礎  【参照】例示基準10 | * 高圧ガス設備の基礎は、不同沈下等により有害なひずみが生じないこと * 貯槽（貯蔵能力100㎥又は１ｔ以上）の支柱（支柱のないものは底部）は同一基礎に緊結すること   ・基礎の構造図、地盤調査結果等を示すこと | 添付資料  No. |
|  |  | 16 |  | 貯槽の沈下測定及び措置等  【参照】製造細目告示10条  例示基準11 | **対象：貯槽（貯蔵能力100㎥又は１ｔ以上）**   * 沈下状況を測定するための措置を講ずること   ※ベンチマークの位置を図示する | 添付資料  No. |
|  |  | 17 |  | 塔槽類の耐震設計  【参照】耐震告示  県耐震設計基準 | **対象：塔（５ｍ以上）、貯槽（300㎥又は３t以上）及び配管類（告示で定めるもの）**   * 耐震告示及び県耐震設計基準に適合すること | 添付資料  No. |
|  |  | 18 |  | 高圧ガス設備の温度計の設置  【参照】製造細目告示６条  例示基準12 | * 温度計の設置位置と構造を示すこと * 常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲に戻すことができるような措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | 19 |  | 高圧ガス設備の圧力計及び安全装置の設置  【参照】製造細目告示７条  製造細目告示7条の２  例示基準13 | * 圧力計の設置位置と構造を示すこと * 圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設置すること * 安全弁は、規定吹出し量計算書と所要吹出量計算書を添付し、規定吹出量が所要吹出し量以上であることを示すこと | 添付資料  No. |
|  |  | 20 | 注1 | 安全弁の放出管の位置  【参照】例示基準14 | * 安全弁又は破裂板には、放出管を設置すること * 放出管開口部の周囲には、着火源等がないこと   ※放出管の位置は、施設配置図や敷地平面図、立面図で明示する | 添付資料  No. |
|  |  | 21 | 燃 | 低温貯槽の負圧防止措置  【参照】例示基準15 | **対象：低温貯槽**   * 貯槽内部の圧力が外部の圧力より低くなることにより貯槽が破壊されることを防止するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | 22 | 液 | 液面計の設置  【参照】例示基準16 | **対象：貯槽**   * 液面計の設置位置と構造を示すこと * ガラス液面計の場合、破損防止措置及び破損による漏えい防止措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | 23 | 特  五ヒ | 特殊高圧ガス等の製造設備の構造  【参照】例示基準17 | * 不活性ガスで置換できる構造又は、真空にすることができる構造とすること * 特殊高圧ガス等の配管へ不活性ガスを供給する配管はそれぞれ別系統とするか、逆止弁等を設置又は２段減圧等をすること | 添付資料  No. |
|  |  | 24 | 燃  毒  酸 | 貯槽配管へのバルブの設置  【参照】例示基準18 | **対象：貯槽**   * 貯槽に取り付けた配管には貯槽直近にバルブを設置（使用時以外は閉）するほか、当該貯槽と別の工程に至るまでの間に一以上のバルブ(次号に規定するバルブを除く)を設置すること | 添付資料  No. |
|  |  | 25 | 液燃  液毒  液酸 | 緊急遮断装置等の設置  【参照】例示基準19  県指導指針４(1) [別表3]  県指導指針４(10) [別表3]  県指導指針４(11) [別表3] | **対象：貯槽（内容積5000Ｌ以上）**   * ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講ずること（液化ガスを受入れるためのみの配管は逆止弁でも良い） * 作動確認検査、弁座漏れ検査の実施に支障のない構造とすること   貯槽と緊急遮断装置の操作位置の距離＿≧５m（防液提を設ける場合には、その外側）  ・上記の位置のほか、周辺の状況に応じて遮断操作を行う機構を設ける場合には、遮断操作を速やかに行うことができるような位置とすること | 添付資料  No. |
|  |  | 26 | 燃注２ | 電気設備の防爆性能 | * 高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスに応じた防爆性能を有する構造のものであること   ※設備配置図や立面図等に、電気設備の設置場所を図示する | 添付資料  No. |
|  |  | 27 |  | 保安電力等  【参照】製造細目告示９条  例示基準20 | * 告示で定める保安設備に対して、停電等により機能が失われることのないような措置を講ずること * 保安を維持し、安全に設備を停止するために必要な容量を確保すること * 保安電力等は、その機能を定期的に検査すること   ※例示基準で示す表を参考に該当設備の保安電力を明示する  （例）   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 買電 | 自家  発電 | 蓄電池 | エンジン駆動 | スチームタービン  駆動 | 空気窒素だめ | その他の措置 | | 自動制御装置 |  |  |  |  |  |  |  | | 緊急遮断装置 |  |  |  |  |  |  |  | | 散水装置 |  |  |  |  |  |  |  | | 防消火設備 |  |  |  |  |  |  |  | | 水噴霧装置 |  |  |  |  |  |  |  | | 除害設備 |  |  |  |  |  |  |  | | 非常照明設備 |  |  |  |  |  |  |  | | ガス漏えい検知警報設備 |  |  |  |  |  |  |  | | 通報設備 |  |  |  |  |  |  |  | | 過充塡防止装置 |  |  |  |  |  |  |  | | 運転自動停止装置 |  |  |  |  |  |  |  | | 圧力リリーフ弁 |  |  |  |  |  |  |  | | 感震装置 |  |  |  |  |  |  |  | | 添付資料  No. |
|  |  | 28 | ア | 容器の破裂防止措置  【参照】例示基準21 | * 容器に充塡する場所及び第42号に規定する充塡容器置場は、火災等により容器が破裂することを防止するための措置を講ずること（散水装置等） | 添付資料  No. |
|  |  | 28  の  2 | 三窒 | 容器の破裂防止措置  【参照】例示基準21の2 | * 車両に固定、又は積載した容器に充塡する場所及びその容器置場は、火災等の原因により容器が破裂を防止するための措置を講じること（壁又は仕切り等） | 添付資料  No. |
|  |  | 29  30 |  | 障壁の設置  【参照】例示基準22 | **対象：充塡圧力0.2MPa以上（アセチレン）、10MPa以上（アセチレン以外）**   * 圧縮機と容器に充塡する場所、又は、圧縮機と第42号に規定する当該ガスの充塡容器置場の間は、障壁を設けること   ※障壁の構造図等を示す | 添付資料  No. |
|  |  | 31 | 燃  毒注３  特不 | ガス漏えい検知警報設備の設置【参照】  製造細目告示10条の２  例示基準23  県審査基準４(1)  県指導指針４(1) ［別表３] | * 漏えいしたガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、警報するための設備を設置すること   ※検出端部及び発報する場所、設定値等を示す | 添付資料  No. |
|  |  | 32 | 燃  毒  注４ | 貯槽等の温度上昇防止措置  【参照】例示基準24 | **対象：貯槽及びその支柱**   * 貯槽及びその支柱の温度の上昇を防止するための措置を講ずること（水噴霧装置、散水装置又は消火栓等）   ・水噴霧装置、散水装置又は消火栓には、必要な能力及び時間（30分以上）を満足する所要水量を確保すること  保有水量（　　　　　　ℓ）　＞　所要水量（　　　　　　ℓ）   * 散水配管がある場合には、水を必要な流量で供給できることを示すこと（圧力損失等計算書等）   ※設備の種類、性能、設置箇所等を、書面又は図面等に示す | 添付資料  No. |
|  |  | 33 | 毒 | 毒性ガス製造施設の識別・危険標識  【参照】例示基準25 | * 他の施設から区分し、外部から毒性ガスの施設である旨を容易に識別することができるような措置を講ずること * ポンプ、バルブ、及び継手その他毒性ガスが漏えいするおそれのある箇所には、危険標識を掲げること | 添付資料  No. |
|  |  | 35 | 毒 | 毒性ガス配管の溶接  【参照】例示基準26 | * 配管、管継手及びバルブの接合は、原則、溶接すること * 溶接が適当でない場合は、必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手を使用すること | 添付資料  No. |
|  |  | 36 | 特  五ヒ  注５ | 毒性ガスの二重管  【参照】例示基準27 | * ガスの種類、性状及び圧力並びに当該配管の周囲の状況に応じて必要な箇所を二重管にすること * 二重配管での漏えいを検知するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | 37 | 特  五ヒ  注５ | 除害のための措置  【参照】例示基準28  例示基準29  県審査基準４(2)  県指導指針４(1) ［別表３] | * 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、適切な拡散防止並びに除害措置を講ずること * 規定数量以上の保護具を配備すること   ※除害機構の説明書、能力の計算書等を明示する  ※保護具等の保管場所を図示する | 添付資料  No. |
|  |  | 38 | 燃  特不 | 静電気を除去する措置  【参照】例示基準30 | * 静電気を除去する措置を講ずること   　　避雷設備　有　・　無   * 接地抵抗値を総合100Ω（避雷設備を設けたものは総合10Ω）以下にすること * 静電気除去設備を正常な状態で維持するための検査を実施すること | 添付資料  No. |
|  |  | 39  39の  2 | 燃  特不  酸  三窒 | 防消火設備の設置  【参照】例示基準31  県指導指針４(8) ［別表3] | * 防消火設備を適切な箇所に設置すること（特定不活性ガスの場合には、消火設備のみ） * 操作位置は、対象設備から適切な距離を確保すること   ・防火又は消火のために必要な能力及び時間（30分以上）を満足する所要水量を確保すること  保有水量（　　　　　　ℓ）　＞　所要水量（　　　　　　ℓ）   * 散水配管がある場合には、水を必要な流量で供給できることを示すこと（圧力損失等計算書等）   ※防火設備及び消火設備の種類、性能、設置箇所等を、書面又は図面等に示す | 添付資料  No. |
|  |  | 40 |  | 緊急時の通報  【参照】例示基準32 | ・緊急時に必要な通報を速やかに行うことができる措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | 41 |  | バルブ等の操作に係る措置  【参照】例示基準33 | ・作業員が当該バルブ又はコックを安全かつ適切に操作できるような措置を講ずること（バルブのフローシート等に合わせた番号等の標示、バルブの開閉標示及び開閉方向の標示、配管内部の流体の名称及び流れ方向の表示）  ・保安上重要なバルブには、誤操作を防止する措置を講ずること（安全弁元弁の封印又は施錠、緊急遮断弁作動ボタンの誤操作防止カバーの設置等）  ・バルブ等の操作位置には、当該バルブ等の機能及び使用頻度に応じ、必要な足場及び照明を設けること | 添付資料  No. |
| 容器及び容器置場 | | | | | | |
|  |  | 42  イ |  | 容器置場の明示及び警戒標  【参照】例示基準１ | * 外部から見やすいように警戒標を掲示すること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ロ | 燃  酸 | 容器置場の階数 | * 可燃性ガス及び酸素の容器置場は一階建とすること（断熱材で被覆しているもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く） * 圧縮水素（充塡圧力20MPa以下のもの）のみ、又は酸素のみの場合（不活性ガスを同時に貯蔵するものを含む）は二階建以下とすること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ハ |  | 置場距離 | 第１種保安物件：　　　　 　 第２種保安物件：  第１種置場距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  第２種置場距離L　 ＝　　　 ｍ　　計画：　　　 ｍ  ※設備配置図、敷地平面図等に図示する | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ニ |  | 障壁の設置  【参照】例示基準22 | * ハに規定する置場距離内に保安物件がある場合は、障壁を設置すること   ※障壁の構造図等を示すこと | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ホ |  | 直射日光を遮る措置  【参照】例示基準34  例示基準35 | * 直射日光を遮るための措置（ガスが漏洩し、爆発したときに発生する爆風が上方に解放されることを妨げないものに限る）を講ずること * 必要に応じて、シリンダーキャビネットへ収納すること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  へ | 燃  特不 | 滞留しない構造  【参照】例示基準６  県指導指針４(6) [別表3] | * 開口部の面積や機械通風装置の能力とその位置を示すこと | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ト | 注６ | 自然発火に対する措置等  【参照】例示基準36 | * ジシラン等が漏えいし、自然発火したときに安全である容器置場とすること * 使用する材料（不燃性又は難燃性材料）を明示し、必要に応じてシリンダーキャビネットへ収納すること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  チ | 特  五ヒ  注５ | 除害措置  【参照】例示基準28  例示基準29  県審査基準４(2) | * ガスが漏えいしたときに安全にかつ速やかに除害するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  リ |  | 二階建の容器置場の構造  【参照】製造細目告示11条の６ | * 告示で定める構造であること | 添付資料  No. |
|  |  | 42  ヌ | 燃  特不  酸  三窒 | 消火設備の設置  【参照】例示基準31 | * 容器置場には適切な消火設備を設置すること   ※消火器の能力や本数を明示する  ※設置位置を図示する | 添付資料  No. |
| 導管 | | | | | | |
|  |  | 43 |  | 導管の設置 | ・本号の基準に従って設置すること | 添付資料  No. |

注１：不活性ガス（特定不活性ガスを除く）又は空気以外のガス

注２：アンモニア、ブロムメチル以外の可燃性ガス

注３：大臣が定める（製造細目告示第10条の２）毒性ガス

注４：全てのガス（可燃性ガスの貯槽及び可燃性物質を取り扱う設備の周辺にある貯槽に限る）

注５：亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン、硫化水素を含む

注６：ジシラン、ホスフィン、モノシラン

＜高圧ガス保安法　法律第１２条第２項関係＞

**製造の方法に係る事項**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| 11 |  | １ |  | 第６条の準用 | * **一般則第６条第２項**の基準に適合すること**［別表２］** |  |

**［別表２］** 一般則第６条第２項の準用

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規則 | | | 対象ガス | 内容 | 対応方法  （必要事項、対応例等） | 備考 |
| 条 | 項 | 号 |
| ６ | ２ | １  イ |  | 安全弁等の止め弁の全開 | * 安全弁又は逃し弁に付帯して設けた止め弁は、修理又は清掃など必要な時以外は、常に全開にすること   ※誤操作を防止するための措置（封印、ハンドル取外し等）を明示する | 添付資料  No. |
|  |  | １  ロ | 液酸 | 空気液化分離装置 | * 液化酸素だめ内の液化酸素１Ｌ中におけるアセチレンの質量、メタン中の炭素の質量、その他の炭化水素中の炭素の質量が規則で定める量を超えたとき、運転を中止し、液化酸素を放出する措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | １  ハ |  | 圧縮禁止のガス | * 規則に掲げるガスを圧縮しないこと | 添付資料  No. |
|  |  | １  ニ | ア | アセチレンガスの希釈剤の添加  【参照】例示基準42 | **対象：アセチレンを2.5ＭＰa以上の圧力で充塡する場合**   * 希釈剤を添加すること | 添付資料  No. |
|  |  | １  ホ | 空 | アキュムレータ  【参照】例示基準43 | **対象：アキュムレータで圧縮空気を圧縮、減圧する場合**   * アキュムレータ設備系内の空気と石油類又は油脂類が混在しないこと   ※空気と油が隔離された構造であることを明示する | 添付資料  No. |
|  |  | １  ヘ | 三窒 | 充塡容器のバルブの操作 | * 三フッ化窒素の充塡容器等のバルブは、静かに開閉すること | 添付資料  No. |
| 充塡の基準 | | | | | | |
|  |  | ２  イ | 液 | 貯槽への過充塡防止  【参照】例示基準44（毒  性ガス） | * 貯槽における常用の温度において、容量がその内容積の90％を超えないように充塡すること * 毒性ガスの場合は、90％を自動で検知し、警報する措置を講ずること   ※検知の方法、警報を発する場所を明示する | 添付資料  No. |
|  |  | ２  ロ | 注１ | 容器への充塡時の措置 | * 継目なし容器に充塡するときは、あらかじめ、その容器の音響検査を行うこと * 音響不良の容器は、内部検査を行い、内部に腐食、異物等があるときは、当該容器を使用しないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ２  ハ |  | 車両容器の車両の固定 | * 車両に固定した容器（内容積4000L以上）に高圧ガスを送り出し、又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは、車止め等により車両を固定すること | 添付資料  No. |
|  |  | ２  ニ  ～  ト | ア  エ  酸  三窒 | 指定ガスの充塡時の措置  【参照】例示基準45（ア  セチレン） | * 規則で定める条件で充塡を行うこと   ※充塡時の管理方法（設備や作業要領等）を明示する | 添付資料  No. |
|  |  | ２  チ |  | 充塡容器等、バルブ又は充塡用枝管の加熱 | * 充塡時にバルブ等を加熱する場合は、規則で定める方法で行うこと   ※温度の制御方法を明示する  ※空気調和設備を用いる場合は、設置場所と仕様を明示する | 添付資料  No. |
|  |  | ２  リ  ～  ル |  | 容器の充塡期限管理 | * 一般複合容器は、刻印等で示された年月から15年を経過したものにはガスを充塡しないこと   ※充塡期限管理の方法（バーコードやPOS管理等）を明示する | 添付資料  No. |
|  |  | ２  ヲ | 水 | 圧縮水素運送自動車用容器への充塡時の措置  【参照】例示基準21の3 | * 規則で定める条件で充塡を行うこと | 添付資料  No. |
|  |  | ３  イ  ～  へ |  | 指定ガスの充塡後の措置  【参照】例示基準46  　　　　例示基準47  　　　　例示基準48 | * 規則で定める条件で充塡を行うこと | 添付資料  No. |
| 設備管理の基準 | | | | | | |
|  |  | ４ |  | 製造設備の点検及び異常時の措置  【参照】例示基準49 | * 当該設備の属する製造施設の異常の有無の点検を、使用開始及び使用終了時、そのほか設備態様に応じ１日1回以上行うこと * 点検時に異常が発覚したときは危険を防止する措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | ５  イ |  | 修理又は清掃の作業計画等の作成  【参照】例示基準50 | * 修理等を行うときは、作業計画及び作業の責任者を定めること * あらかじめ関係者に周知し、当該責任者の監視の下に行うこと * 作業時に異常があったときは、直ちに当該責任者に通報するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | ５  ロ | 燃  毒  特不  酸 | 修理又は清掃時の措置  【参照】例示基準50 | * 修理時、ガス種に応じて危険を防止するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | ５  ハ  ニ |  | 修理又は清掃時に設備を開放等するときの措置  【参照】例示基準50 | * ガス設備を開放し、又は設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること * 開放して修理等をするときは、開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること | 添付資料  No. |
|  |  | ５  ホ |  | 修理又は清掃終了後の措置  【参照】例示基準50 | * 修理等が終了したときは、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造を行わないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ６ |  | バルブに過大な力を加えない措置  【参照】例示基準51 | * バルブを操作する場合は、過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること * 過大な力がかかることを防止するため、適切な維持管理をすること | 添付資料  No. |
| エアゾールの製造の基準 | | | | | | |
|  |  | ７ |  | エアゾールの製造  【参照】例示基準52 | * 高圧ガス保安法適用の容器にエアゾールを充塡する場合には、本号の基準に従って行うこと | 添付資料  No. |
| 容器置場の基準 | | | | | | |
|  |  | ８  イ  ロ |  | 容器置場の区分 | * 充塡容器と残ガス容器は区分すること * 可燃性ガス、毒性ガス、酸素の容器等は区分すること   ※容器置場の平面図等に、ガス種毎の配置場所を明示する | 添付資料  No. |
|  |  | ８  ハ |  | 容器置場に置くことができるもの | * 計量器など作業に必要なもの以外置かないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ８  ニ | 注2 | 火気等の制限  【参照】例示基準53 | * 容器置場の周囲２ｍには、火気の使用を禁じ、引火性または発火性の物を置かないこと * 火気等からの距離が２ｍ未満の場合には、火気等から有効に遮る措置を講ずること   ※平面図等に、火気使用制限範囲を明示する | 添付資料  No. |
|  |  | ８  ホ  へ |  | 容器の温度  【参照】県指導指針４(７)［別表３］ | * 充塡容器等は、常に40℃（超低温容器又は低温容器にあっては，容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの）以下に保つこと * 圧縮水素運送自動車用容器は、65℃以下に保つこと | 添付資料  No. |
|  |  | ８  ト |  | 転落転倒防止措置  【参照】例示基準54 | **対象：内容積５Ｌ超える容器**   * 転落、転倒を防止する措置を講じ、粗暴な扱いをしないこと | 添付資料  No. |
|  |  | ８  チ | 燃 | 容器置場の燈火 | * 容器置場に携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らないこと | 添付資料  No. |

注１：圧縮ガスはアセチレン以外、液化ガスは液化アンモニア、液化炭酸、液化塩素のみ

注２：不活性ガス（特定不活性ガスを除く）及び空気以外のガス

**［別表３］**

＜県指導指針＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 指針 | | 対象ガス | 内容 | 対応方法 | 備考 |
| 条 | 号 |
| ４ | １ |  | 漏えい検知警報設備と保安設備の連動 | **対象：法令で各設備の設置が求められる高圧ガス施設**   * 漏えい検知警報設備と除害設備を連動させること * 漏えい検知警報設備と緊急遮断装置を連動させること   ※シーケンス図等を添付する | 添付資料  No. |
|  | ３ | 液酸 | 移動式製造設備と病院建物の距離 | **対象：病院に設置されたＣＥに充塡する移動式製造設備の設置位置**   * 病院の建物から5ｍ以上の距離を確保すること   ※ローリーの停車位置、障壁等を、敷地平面図に明示する | 添付資料  No. |
|  | ４ | 燃 | 高圧ガス設備と火気との距離 | * 高圧ガス設備の周囲2ｍ内における、火気の使用を禁じる措置を講ずること（警戒標の設置や防火壁、障壁の設置等）   ※火気使用制限範囲を敷地平面図等に明示する | 添付資料  No. |
|  | ５ |  | 貯槽の識別措置 | * 付近からガスの名称が視認できる措置を講ずること（ペイントや看板の設置等） | 添付資料  No. |
|  | ６ | 燃  特不  注１ | 滞留しない構造 | * 下部換気口の通風可能面積が床面積1㎡につき300cm2以上確保すること | 添付資料  No. |
|  | ７ | 燃  酸 | 容器置場の散水 | **対象：貯蔵量100㎥　又は1ｔ以上**   * 床面積1㎡につき、毎分2Ｌ以上の水量を20分間放水できる散水設備を設置すること | 添付資料  No. |
|  | ８ | 燃 | プラットホーム等の散水設備  【参照】  液石則例示基準26 | * プラットホーム及びタンクローリー停車位置に水噴霧装置又は散水設備を設置すること   ※散水ポンプ、貯槽の仕様書及び能力計算書を添付する | 添付資料  No. |
|  | ９ |  | 責任者等の掲示 | * 同一敷地内に事務所がない製造施設は、敷地外から見えやすい場所に、高圧ガスの名称、責任者名称、緊急時の連絡先を明示した掲示板を設置すること | 添付資料  No. |
|  | 10 | 燃  毒 | 地震計の設置 | **対象：耐震設計構造物を有する事業所**   * 地震以外の振動による影響がない場所に地震計を設置すること   ※設置場所と設定値を記載する | 添付資料  No. |
|  | 11 | 燃  毒 | 地震計と緊急停止装置等の連動 | **対象：耐震設計構造物**   * 地震計と緊急停止装置及び緊急遮断装置が連動させること   ※地震計の設定値（警報及び緊急遮断）を記載する | 添付資料  No. |
|  | 13 | 燃 | 蓄圧器 | **対象：蓄圧器（水素以外）**   * 蓄圧器と配管との接続部に、送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる措置を講ずること | 添付資料  No. |

注１：比重が空気より大きいガスに限る。